

令和 7 年度瀬戸内海国立公園ストーリーを活用したインバウンド向けプロモーション検討業務

仕様書

1. 業務名

令和 7 年度瀬戸内海国立公園ストーリーを活用したインバウンド向けプロモーション検討業務

2. 業務の趣旨・目的

環境省では政府が平成 28 年 3 月に取りまとめた「明日の日本を支える観光ビジョン」の柱の一つとして、国立公園を観光資源として活用していくことが掲げられ、世界から目的地として選ばれる国立公園を目指し、国立公園満喫プロジェクトの取組を推進している。自然・生活・文化・歴史を把握し、国立公園の地域のテーマやストーリーを作成していくことで保護と利用の方向性を明らかにし、地域と一緒にブランディング活動に取り組むこととしている。

瀬戸内海国立公園においては、令和 5 年度より中国四国地方環境事務所と連携し、当該国立公園全域を対象としたストーリー（以下全体ストーリーという。）作成に取り組み、昨年度はそれを一般に広く周知する目的で、ガイド向けのガイドサポートブックを作成した。

一方で、全体ストーリーをふまえたインバウンドに対するプロモーションについては、インバウンド特有の訴求内容や、情報発信方法について十分な精査・検討ができておらず、瀬戸内海国立公園全体で共通認識を持てていないことが課題となっている。

本業務は、瀬戸内海国立公園の認知度拡大、誘客促進を目的に、全体ストーリーを活用したインバウンド向けの効果的なプロモーションを行うため、その内容や手法について検討を行うものである。

3. 業務対象地域

瀬戸内海国立公園 (<https://www.env.go.jp/park/setonaikai/intro/index.html>)

4. 業務内容

(1) 業務打合せの実施及び業務実施計画書の提出

業務の実施にあたっては、近畿地方環境事務所国立公園課担当官（以下「担当官」という）と密に連絡調整を行い、担当官の指示に従って進めること。業務打合せ後は速やかに打合せ記録簿を作成し担当官に提出すること。

①初回打合せ

基本対面（場所は近畿地方環境事務所：大阪市北区天満橋 1-8-75 桜ノ宮合同庁舎 4F）とするが、担当官の了承を得た場合はオンラインも可とする。

・業務実施計画書の提出

初回打合せ時に業務概要、業務実施方針、安全管理体制、業務工程等を記載した業務実施計画書を担当官に提出し、了承を得ること。

③その他打合せ

業務実施に関する打合せを計 2 回以上（WEB 形式で 1 回あたり 2 時間程度想定）行うこと。そのうち 1 回は、成果物提出時に実施すること。

(2) 全体ストーリーを活用したプロモーション検討

全体ストーリー（※ 1）及び「国立・国定公園への誘客の推進等に係る国内外向けプロモーション戦略方針」（※ 2）を参考に訪日外国人旅行者の観光動向を詳細に把握し、当該エリアにおける課題の明確化

および今後の施策・事業展開の方向性を検討するため以下業務を実施する。詳細については担当官と協議の上、決定すること。なお、業務実施において有効と考えられる事項や手法については、請負者から積極的に提案すること。

* 1 : https://chushikoku.env.go.jp/procure/page_00009.html

* 2 : https://www.env.go.jp/nature/mankitsu-project/brand/pdf/promotion_strategy.pdf

①利用動向、地域観光戦略の整理

・利用動向整理

瀬戸内海国立公園エリアの訪日外国人旅行者の利用状況を観光庁、JNTO、地方自治体、DMOなどの公表データを参考に国、年齢、目的を府県ごとに過去2か年分整理する。またその中で特に利用者数の多い当該公園内の観光拠点を5か所程度ピックアップし、交通手段や旅行形態など、別途近年の動向や特徴を含めて取りまとめる。

・瀬戸内海国立公園エリアにおける観光戦略の整理

瀬戸内海国立公園が関係する都道府県及びせとうち DMO の観光戦略をインバウンドを中心に整理し、概要を一覧表に取りまとめる。また、近畿、中国、四国、九州地方から各1~2か所、インバウンド戦略を作成している市町村を担当官と協議の上ピックアップし、特にビジョンやターゲット等について詳細を記載し、取りまとめること。

②瀬戸内海国立公園におけるインバウンドのターゲット設定

環境省が作成した「国立・国定公園への誘客の推進等に係る国内外向けプロモーション戦略方針」において、国立公園の戦略ターゲット国は欧米豪であり、下記4つのテーマを切り口に、ターゲットを設定することとしている。また、せとうち DMO のターゲット層も英・仏・独・米・豪の高付加価値旅行者となっている。

そのうえでこれらのターゲット国について①の結果をふまえて整理し、旅行形態、求められる体験内容などより詳細なターゲットの設定を行う。なお、①の結果から、欧米豪以外のターゲットを考慮する必要がある場合は、担当官と協議のうえ、ターゲット国を1つ選出し、これについて同様にとりまとめること。

【国立公園誘客における切り口・テーマ】

- ・Eco：自然環境や地域のコミュニティへの影響を抑えつつ、自然の景観や多様な動植物を観察し、学び、価値を理解すること等を目的とした旅行
- ・Culture：歴史的な名所や文化的な遺産、伝統芸能や祭り、食文化など、その土地の文化に触れることを目的とした旅行
- ・Wellness：山々、ビーチといった自然の中や温泉で、自身の心と体の健康を回復し、高めることを目的とした旅行
- ・Active：旅先の自然の中で、サイクリング・スキー等のスポーツや、ハイキング・登山といった体を動かすことを目的とした旅行

(参考：瀬戸内 DMO 「せとうちエリア」における 高付加価値なインバウンド観光地づくり マスタープラン)

③インバウンド向けプロモーション戦略の検討

②で設定したターゲットに対して、全体ストーリーを活用したプロモーション戦略を検討する。全体ストーリーから、それぞれのターゲットに訴求する内容を抽出するとともに、効果的なプロモーション手法を検討し、併せて課題を整理する。

プロモーション戦略の検討結果については、瀬戸内海国立公園全体の基本方針、ターゲットごとの方針

のほか、4 地域（近畿、中国、四国、九州）や①でピックアップした 5 つの利用拠点の特性を考慮し取りまとめる。詳細については、担当官と協議の上決定する。

なお、プロモーションに活用する資源や体験コンテンツについては、全体ストーリーのほか、下記を参考にすること。

- ・瀬戸内海国立公園 HP (<https://www.env.go.jp/park/setonaikai/index.html>)
- ・国立公園に行ってみようサイト (<https://www.env.go.jp/nature/nationalparks/list/setonaikai/>)

④関係者ヒアリング

③で検討したプロモーション戦略について、内容の妥当性の確認や、今後プロモーションを実施していくうえでの助言を得ることを目的にヒアリングを実施する。ヒアリング内容は事前に担当官と協議の上、ヒアリングシートを作成すること。

ヒアリング結果は対象者ごとに整理し、有益な意見については、プロモーション戦略に反映し修正すること。

【ヒアリング数】5 名程度。地域、関係者のバランスを考慮して実施すること。

【ヒアリング方法】書面またはオンラインを想定する。オンラインは 1 件につき 2 時間程度を想定する。ヒアリング協力者には 1 名あたり 11,400 円の謝金を支払う。ヒアリングにあたっては、事前に対象者に対応可否を確認してから、依頼文書、ヒアリングシート等を送付すること。なお、必要と判断される場合には対面で実施することを妨げないが、これにかかる旅費や会場費等の費用は請負者が負担すること。

⑤今後の取組の方向性や手法の提案

①～④の業務結果を総括し、瀬戸内海国立公園として今後取り組むべきインバウンド向けプロモーション戦略や効果的な実施手法等を提案する。提案の記載方法等、詳細は担当官と協議の上決定すること。

5. 業務取りまとめ

4. (2) の業務結果を報告書（A4 両面カラー、60 頁程度として取りまとめること。なお、業務上作成したヒアリングシートや依頼文書、打合せ記録簿等は報告書別添として取りまとめること。報告書の記載内容等は担当官の指示に従うこと。

6. 業務履行期限

令和 8 年 3 月 24 日（火）

7. 成果物（紙媒体及び電子媒体（DVD-R））

・紙媒体

①報告書 3 部

A4 ファイル製本、両面カラー60 頁程度。背表紙および表紙には業務名等を記載すること。

②報告書別添 1 部

報告書別添として業務上発生した資料を取りまとめること。A4、ファイル製本、両面カラー20 頁程度を想定。表紙には業務名および報告書別添と記載すること。

・電子媒体 DVD-R 2 式

①②の電子データ一式を格納する。

【提出場所】

近畿地方環境事務所 国立公園課（大阪市北区天満橋 1-8-75 桜ノ宮合同庁舎 4 階）

8. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。
- (2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

9. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。また、請負業務において請負者が作成する情報については、担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じ担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。また、請負業務において請負者が作成した情報についても、担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

10. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (2) 個人情報保護の観点から、報告書には不要な個人情報の記載は控えること。

(別 添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと

2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式
- ・「AI ファイル形式」Adobe 社 Illustrator（バージョン CC2022 で閲覧、修正可能なもの）

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R とする。業務実施年度、契約件名及び公開用報告書格納表示等を収納ケース及び DVD-R に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては担当官の指示に従うこと。

3. 成果物の二次利用

納品する成果物（研究・調査等の報告書）は、オープンデータ（二次利用可能な状態）として公開されることを前提とし、環境省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を成果物に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。

第三者の知的財産権が関与する内容の一部または全部について、二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、当該箇所や当該権利保有者等の情報を、以下の URL からダウンロードできる様式に必要事項を記入し提出すること。

- ・ <https://www.env.go.jp/kanbo/koho/opendata.html>

4. その他

①成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

②個人情報保護の観点から、報告書には不要な個人情報の記載は控えること。